事 前 評 価 調 書

I	事業概要						
事	業名	名 治山事業(小規模治山事業(治山施設機能向上))					
地	区名	またぐんみなみちたちょうおおあざとよはま 知多郡南知多町大字豊浜					
事業箇所		ちたぐんみなみちたちょうおおあざとよはまあざにしのうら 知多郡南知多町大字豊浜字西之浦ほか 地内					
事業のあ らまし		山腹斜面からの落石の流出が多くみられ、山地災害の危険性が高い。そのため、地元からの要望 と荒廃現況を勘案して落石防護柵を計画した。					
事業目標		【達成(主要)目標】 落石防護柵2箇所(総延長130.5m)を取り換え、治山施設の機能向上を図る。					
事業費		事業費内訳					
7	木 貝	15百万円 ■工事費 15百万円					
事	業期間	探択予定年度					
事業内容		落石防護柵 2 箇所(総延長 1 30.5m) 					
П	II 評価						
①事業の必要性	1) 必要(当該地域では、過去に設置した治山施設(土留工)により山腹の安定化を図ることはできているが、地表面から小規模な落石が発生しており、継続的に人家等を保護するため、治山事業の実施が必要である。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】山地災害を継続的に防止するために、当該地域における事業実施が必要であるため。					
②事業の実効性	1) 事業	1					
美効性	2) 地元の合 地元説明を経て合意済み 意形成						
	判定	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理がなく、地元合意もあるため、事業の実効性が期待できる。					
Ⅲ 対応方針							
事業実施が妥 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。							

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

保全対象の状況から事業効果を評価する。